令和７年度知多市プレミアム付商品券取扱店募集要項

１　事業目的

　　市内消費を喚起することで事業者を支援するとともに、物価高騰の影響を受

けた家計の負担を軽減するため、専用アプリケーション「梅子のさいふ」によ

るプレミアム付電子商品券を発行するもの。

２　電子商品券に関する事項

(1) 商品券の名称

知多市プレミアム付電子商品券

(2) 発行総額

４億２,５００万円

(3) 額面額

５,０００円分/冊

(4) 券種

ア　共通券（すべての取扱店で使用可能）

４，０００円分

イ　地域限定券（大型店、チェーン店及びフランチャイズ店を除く店舗で使用可能）

　　１，０００円分

　　　　※共通券、地域限定券いずれも１円単位で使用可能

(5) 販売額

４，０００円/冊

(6) 発行数

　　　８５，０００口

　(7) 決済方法

　　　取扱店に事前に配布するＱＲコードを利用者が読み取るＭＰＭ方式

　(8) 決済手数料

　　　無料

(9) 使用期間

　　　令和７年１０月１日から令和８年１月３１日まで

　(10) 商品券の利用対象にならないもの

　　ア　たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第１項第３号に規定す

る製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入

　　イ　事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

　　ウ　出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）

　　エ　現金との換金、金融機関への預け入れ

　　オ　金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこ

め券、図書券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカ

ード等の換金性の高いものの購入

　　カ　土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い

キ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第

１２２号）第２条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸

心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレ

ー、クラブ、待合などに要する支払い

　　ク　特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(11) 商品券の使用における留意事項

　　ア　利用期間内に限り利用可能とすること

　　イ　現金との引換は行わないこと

　　ウ　釣り銭は支払わないこと

　　エ　利用対象外となる商品については、参加店舗の責任において、予め消費

者等が認識できるよう明示する義務を負うものとすること

３　取扱店に関する事項

(1) 参加要件

　　ア　市内に所在していること

　　イ　電子商品券が取扱可能であること

　　ウ　以下に掲げる事項に該当しないこと

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行う者

・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者

エ　「令和７年度知多市プレミアム付商品券取扱店募集要項」を遵守すること

　(2) 申込期間

　　　令和７年５月１６日から６月１３日まで

　　　※申込期間以降も随時受付しますが、周知用パンフレットには掲載されません。ホームページには、随時掲載します。

４　換金に関する事項

(1) 換金方法

　　　使用された商品券は締日ごとに自動集計され、ご登録いただいた口座に振

　　　り込みます。（店舗による振込依頼手続きは不要です。）

(2) 換金日

　　　月２回、原則毎月１５日及び末日

(3) 換金負担金及び振込手数料

　　　なし

５　その他の留意事項

　　本要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、知多市商工振興課がその対応を決定します。